

事務連絡
令和2年3月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

新型コロナウイルス感染症の影響によるEU向け輸出水産食品の
衛生証明書の到着遅延に対する措置について

日頃より、輸出関係業務の実施についてご協力をいただき誠にありがとうございます。

今般、EU当局から、新型コロナウイルス感染症に係る関係措置の影響により、輸出食品に係る衛生証明書の到着が遅延し、現地の通関手続に支障が生じた事例の情報とともに、このような事例が発生した場合の措置として、輸出国の主管当局から現地の通関当局（Border control post）に衛生証明書の写しを送付することにより、手続を行うことが可能との連絡がありました。

つきましては、下記の1. について貴管内の事業者にも周知するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響が理由で、関係事業者から通関手続に支障が出ているとの連絡があった場合には、貴自治体が発行した衛生証明書の写しを通関当局名等とともに、下記の2. の担当者までお知らせくださいますようお願いいたします。

記

1. 輸出の際には、できるだけ衛生証明書を貨物と同梱すること。
2. 担当者
浦上、増田 suisan-anzen@mhlw.go.jp